

事務連絡
令和3年4月12日

各サービス事業所 管理者 様

志木市福祉部共生社会推進課長
志木市福祉部長寿応援課長

高齢者施設及び障がい者施設従業者に対するPCR検査の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県内の新規感染者数は高止まりが続き、再拡大が懸念される状況にあります。このため、市では、5月中旬から6月下旬にかけて、埼玉県によるPCR検査対象施設以外の高齢者施設及び障がい者施設の職員等を対象としたPCR検査を実施することといたしました。

この検査では、無症状であっても感染状況を確認することで、感染拡大の防止とクラスターの発生を抑えることを目的としております。

多くの施設職員等に検査を受けていただきたく、希望される施設におかれましては、**【第1回申込みは通知到着日から4月23日（金）まで、第2回目申込みは、5月6日（木）から5月21日（金）までにお申し込みくださるようお願いいたします。**

記

1. 対象施設

（介護保険施設）

居宅介護支援、高齢者あんしん相談センター、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護（デイサービス）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護

（障害福祉サービス、障がい児通所事業所）

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、特定相談・障害児相談支援、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、移動支援、地域活動支援センター

※併設施設の職員のうち、県PCR検査の適用を受けた兼務職員等は対象外

（例：本体施設に併設する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、障がい者グループホーム、施設入所支援等の事業所は申込み

できません。)

2. 対象者 上記1の施設に勤務する者（派遣職員や委託職員（厨房・清掃・宿直）、事務職員、ドライバーも含まれます。）
3. 申込期間 【1回目】通知到着日から令和3年4月23日（金）まで
【2回目】令和3年5月6日（木）から令和3年5月21日（金）まで
4. 検査期間 【1回目】令和3年5月中旬から5月下旬
【2回目】令和3年6月中旬から6月下旬
※各職員1回のみ実施
※各施設ごとに1回目と2回目どちらか選択
5. 検査手順 検査は市が委託した検査機関が行います。各施設へは検査機関より直接、検査用キットが届けられます。その後の検査キットの回収や結果報告についても、検査機関において行います。詳しい日程や手順等については、改めて市からお知らせします。
6. 検査費用 無料
7. 申込方法 別添申込書をメールかFAXで市にご提出ください。
8. 検査協力施設の公表
検査に申し込みいただいた施設については、感染予防対策に積極的に取り組んでいる施設として、市ホームページに公表させていただく予定です。（公表可と回答いただいた施設のみ公表します。）

【担 当】

電 話：048-473-1111（代表）

FAX：048-471-7092（共通）

（介護保険施設）

長寿応援課介護保険グループ（渋谷）

内 線：2434

メール：tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp

（障がい福祉施設）

共生社会推進課障がい者福祉グループ（黒澤）

内 線：2411

メール：fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp